

1 概要

【事案の概要】

- (1)原因者:成豊(株)(処分業許可:平成元年~平成10年)  
(有)功進(中間処理業許可:平成9年~平成11年)
- (2)場所:四日市市内山町地内  
(安定型最終処分場、中間処理場、自社安定型処分場)
- (3)面積/容量:約20,000m<sup>2</sup>/約340,000m<sup>3</sup>  
成豊(株) 最終処分場 約15,000m<sup>2</sup>/277,000m<sup>3</sup>  
(許可面積等: 7,942m<sup>2</sup>/81,098m<sup>3</sup>)  
(有)功進 自社処分場 約3,400m<sup>2</sup>、約48,000m<sup>3</sup>  
(自社処分場届出面積等: 2,322m<sup>2</sup>/20,400m<sup>3</sup>)  
中間処理施設 約1,300m<sup>2</sup>、約15,000m<sup>3</sup>
- (4)埋設物:廃プラスチック、建設廃材、木くず等
- (5)不適正処理の内容:許可品目外の埋立(紙くず、木くず)  
許可容量を超える廃棄物の埋立

【有害物質等の主な検出状況】

廃棄物層内で高濃度の硫化水素ガス(最高32,000 ppm)及びメタンガスの発生を確認(致死濃度1,000ppm程度)

【生活環境保全上の支障等】

廃棄物層内に設置した井戸から硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、周辺へ悪臭の漏洩や火災の発生のおそれがある。

措置命令(H18.3.14)

【対象者】(株)シーマコーポレーション(旧 成豊(株))及び当時の代表取締役

【着手期限】H18.6.13 【履行期限】H19.6.13

【内容】

発生ガスの排除・処理、雨水浸透防止、及び廃棄物の飛散及び流出の防止

【措置命令違反】

措置命令を発出したものの、履行されなかったことから、措置命令違反で対象者を告発しました。(不起訴処分)



2 事案の状況

(1)行政代執行(H19.2.16~)

【内容】

- (1)硫化水素ガス等の回収処理
  - ①ガス抜き管の設置
  - ②ガス回収管の敷設
  - ③硫化水素ガス回収処理装置の設置
- (2)立入禁止措置  
立入防止フェンスの設置

高濃度の硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、周辺への影響等が懸念されたことから、先ず緊急対策としてガスの回収処理に着手しました。

(2)行政代執行による硫化水素ガスの状況

【硫化水素ガスの回収処理】

- ・平成19年7月 試運転開始
- ・平成20年4月 本稼働開始

【硫化水素ガスの状況】(高濃度地点b-4)

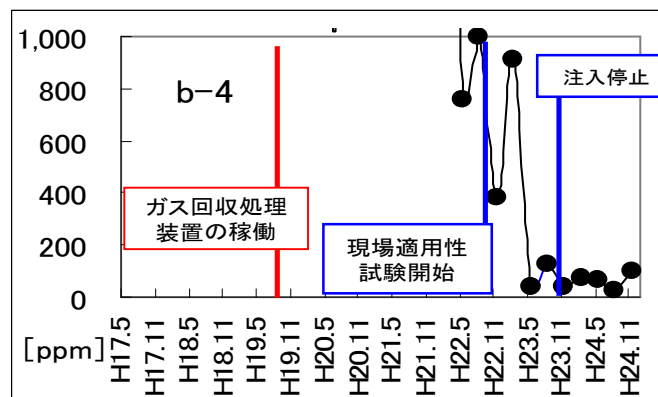
最も高濃度地点(b-4)においては、最大32,000ppmの硫化水素ガスが検出されましたが、ガスの回収処理開始後1,000ppm程度まで低下しました。

(3)補完的調査(平成21年12月~23年3月)

補完的調査の結果、廃棄物層内部に硫化水素ガスの発生原因物質である有機物や硫酸イオンが多く含まれている部分を確認されたことから、今後も継続して硫化水素ガスの発生が懸念されました。

(4)霧状酸化剤注入法現場適用性試験(平成22年9月~23年10月)

平成22年9月から硫化水素ガス等の発生抑制技術である霧状酸化剤注入法の現場適用性試験を実施し、b-4地点で100ppm以下まで濃度が低下するなど、効果を確認しました。



3 今後の対応

恒久対策等の検討

地元関係自治会の方々と意見交換等を行いながら、学識経験者による技術検討専門委員会で恒久対策の検討を行いました。

- ※第1回技術検討専門委員会 平成23年9月9日開催
- ※第2回技術検討専門委員会 平成23年11月17日開催
- ※第3回技術検討専門委員会 平成24年1月31日開催
- ※第4回技術検討専門委員会 平成24年6月28日開催

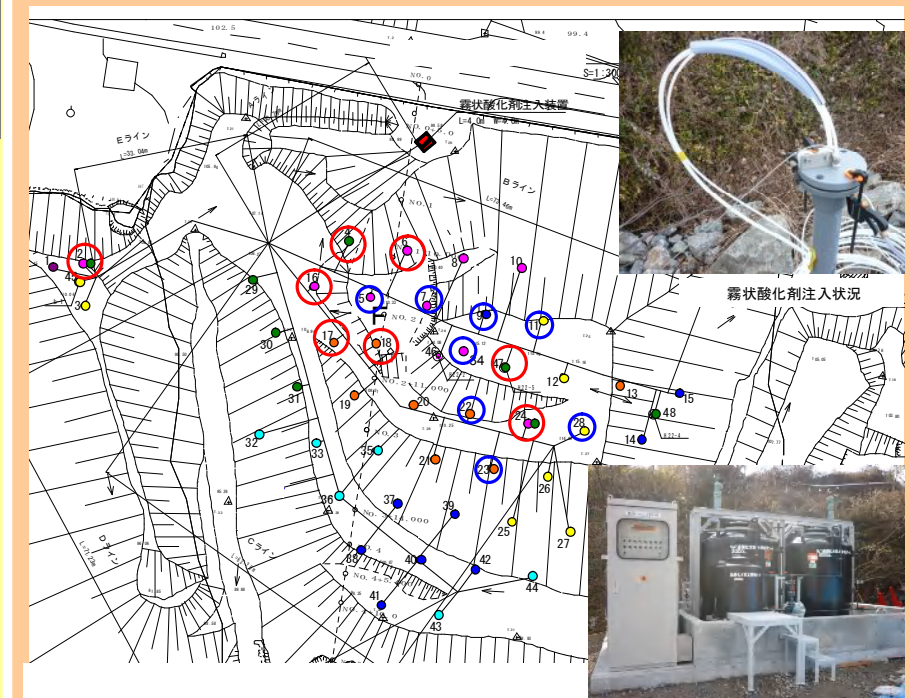
委員会の検討結果を踏まえ、恒久対策(第1段階)の硫化水素ガス発生抑制対策については、実施計画を策定し、(本年6月7日、実施計画の大臣同意)、国の支援を得て平成24年11月15日に着手しました。

引き続き整形覆土工の「実施計画案」を策定し、今年度内の大臣同意に向けて手続を進めています。

- ※第5回技術検討専門委員会 平成25年3月22日開催

硫化水素ガス発生抑制対策(第1段階)

平成24年11月~



- 霧状酸化剤注入井戸(ロット1)
  - 霧状酸化剤注入井戸(ロット2)
- (H25.2.28~H25.3.13) (H25.3.14~H25.3.27(予定))